



# 農地再生インフォ通信



発行:福島県耕作放棄地対策協議会 編集:福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545



## 農地パトロールに同行しました



福島県の遊休農地面積は、約7,200ha※で全国1位となっております。遊休農地の発生防止や再生・利活用等による解消が課題です。

そこで、今後の対策推進の参考とするため、県と農業会議は、遊休農地面積が少なく、非農地判断など遊休農地に関する措置を工夫して実施している6町村(国見町、大玉村、浅川町、中島村、猪苗代町、湯川村)の農地パトロールに同行し、調査の様子や農地の活用等で農業委員会が工夫している点等の優良事例を伺ってきました。

### 農地パトロール(利用状況調査)とは？

毎年1回(8月～9月頃)、管内全ての農地を対象として、農業委員と農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局担当者等が、

- ①地域の農地利用の確認、
  - ②遊休農地の実態把握、
  - ③違反転用の発生防止・早期発見
- を目的として調査を行っています。

### 農地パトロールの工夫

前もって広報誌やラジオ等で農地パトロール実施を周知し、農地所有者に対して適切な管理を促す(6町村共通)。

タブレットのGPS機能を活用した現地での農地台帳地図との照合(猪苗代町)。

農業委員と推進委員、事務局の全員で一斉に農地パトロールを実施することにより、村内の遊休化するおそれのある全ての農地の情報を共有し、農地を借りたい人への斡旋を検討することで遊休農地の発生を未然に防止(湯川村)。

現地で使用する調査表について、チェックすべき項目を整理してリスト化し、農地ごとに昨年の利用意向調査の結果を記載して調査を効率化(大玉村)。

### 遊休農地の発生防止に向けた工夫

利用意向調査について、電話や訪問により回収を徹底(大玉村、中島村、浅川町)

農業委員と推進委員2名体制で担当地区の農地を随時見回るだけでなく、月に1回程度、会長と事務局で遊休化の恐れのある農地を巡回し、随時、書面や訪問による所有者への指導を実施(湯川村)。

遊休化する恐れのある農地の所有者に対して、シルバー人材センターを利用した保全管理を斡旋(湯川村)。

### 非農地判断の適切な措置の工夫

山際や山林化した農地を中心に積極的な非農地判断を実施(大玉村、浅川町)。

非農地判断した農地の登記変更について、土地所有者が速やかに申請できるよう事務局が資料作成等を支援(浅川町)。

### こんな取組も推進しています！

多面的機能支払や中山間地域等直接支払制度を活用した保全管理(6町村共通)

事業を活用した遊休農地の解消や農地の貸し借り(国見町、中島村)

令和3年度から、全ての遊休農地が利用意向調査の対象となっています。

農業者の皆さんは、農業委員からの聞き取りや通知文書による意向確認への協力、所有する農地の保全管理(草刈りや水路の清掃)について、引き続きよろしくお願ひします。



写真1 出発式の様子(湯川村)



写真2 区分について現地で相談の様子(浅川町)

※R2現在の面積。(原発被災に伴い調査不能の6町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村)及び南相馬市の一部地域を除く。)



# 遊休農地の再生利用のための事業が新設されました

農地バンク(公益財団法人福島県農業振興公社)が遊休農地を借り受け、  
解消して耕作者へ貸し付ける「遊休農地解消緊急対策事業」が令和4年度より事業開始

対象農地: 農用地区域内の農地のうち、簡易な整備で解消可能な1号遊休農地(緑区分)

要件: 農地バンクに10年以上、使用貸借(賃借料0円)で農地を貸付可能なこと

整備内容: 草刈り、除礫、抜根(新植・改植された樹木は除く)、耕起・整地等

費用: 10a当たり4万3千円以内、かつ総事業費が概ね200万円以内で農地バンクが解消  
(超過した場合は、農地バンク以外の者が負担)

事業主体: 公益財団法人福島県農業振興公社

お問い合わせ先: 公益財団法人福島県農業振興公社(電話024-521-9845、担当 今野)のほか、最寄りの  
農地バンク窓口(市町村、地域マネージャー、市町村コーディネーター)へご相談ください。



～県中農林事務所管内の遊休農地解消事例を紹介します～

## 遊休農地再生で作付面積拡大・作業の効率化



### 経営概要

経営品目面積

エダマメ 約50ha、ニンジン 約14ha、カブ 約5ha、サツマイモ 約0.5ha  
※うち再生面積約4ha

### 取組のきっかけ

エダマメの規模拡大に当たって、ほ場を集約し作業効率を高めるため、虫食い状態で点在していた遊休農地の再生に取り組む。

### 取組の内容

補助事業などは活用せず、自らバックホーで抜根、ブルドーザーなどで均平化を行う。

### 取組の結果

虫食い状に点在していた遊休農地を解消したことで一団の農地として集約化でき、作業の効率化につながった。

### その他の取組

グループ会社のきのこの廃菌床を堆肥化して利用する循環型農業に取り組んでいる。こうして生産されたエダマメは味が良いと消費者にも好評でブランディングにも成功している。

### 今後の展開

今後も、農地の条件が合えば遊休農地も借り受け、自ら解消して、さらに規模拡大を図る考えである。再生した遊休農地は、安定した収量、品質を確保するまで土づくりに3～4年ほどかかるため、資金や労働の状況をみながら遊休農地の借り受けをしていくと話されている。



集約化された圃場



キノコの廃菌床を堆肥化



消費者から好評のエダマメ

### 編集後記

今年度からレインボー通信を担当することになりました根本と申します。

今後も、遊休農地解消に関する取組や事例を皆さまに分かりやすく発信していきたいと思っております、どうぞよろしくお願ひします。

※今後、「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、[nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp](mailto:nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp) までご連絡ください。